

項目	コメント内容	コメントへの対応案
<p>連続送信時間 (周波数滞留時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・200msec以上連続送信するシステムは少ないのではない。 ・下限値を強制規格で定めるべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下限値は定めない。
<p>チャンネルホップ数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・20チャンネル以上を強制規格で制限するという認識はなく、技術的な根拠もない。 ・キャリアセンスなしのチャンネル数を制限するのであれば、チャンネルホップ数の下限値も見直すべきである(規定しないことも含めて再検討すべき。) ・「20チャンネル以上」の規定を維持するのであれば、キャリアセンス必須のチャンネルも含めたホップ数として欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チャンネルホップ数は規定しない。 ※キャリアセンス必須のチャンネルでホッピングすることは、現行規定で制約を受けないため、キャリアセンス必須チャンネルでキャリアセンスするのであれば、キャリアセンス必須チャンネルにまたがってホッピングすることは制度上認められる。
<p>既存システムとの 共用検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パッシブシステムとの共用検討をすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H29～H30年度の情通審での検討において、高出力型パッシブ系システムと中出力型アクティブ系システムの双方の干渉の影響について、第6回の作業班の際に東芝殿より提出された寄書「パッシブタグ1W局の構外利用について」により既に審議が行われ、明らかにパッシブ側からの与干渉の方が影響を与えると示されています。 以上から、当時示されている双方のシステムの利用形態を考慮すると共用は可能であり、必要に応じて民間規格において双方のシステムの運用ルールを規定することが適当との結論を得ています。 この結果を踏まえ、ARIB標準規格においては、23～25chはパッシブシステム優先チャンネルとする運用規定が定められていることから、キャリアセンスを要しないシステムの導入にあたってはこの運用規定を踏襲することで共用が可能と考えます。

技術的条件案に対する構成員コメント（続き）

項目	コメント内容	コメントへの対応案
送信時間制限	<ul style="list-style-type: none">・「$0.4s \times$ ホッピングチャンネル数」の時間を経過するまで同一周波数の電波送信ができないとなると、製品実装に支障がある。・実際の製品としては、消費電力への配慮から、無線設備として長時間電波を出し続けるような設計はせず、特定の短い時間で連続送信をして休止する、といった設計思想になる。このため、特定の短い時間間隔の中ではデューティー1%を超えて電波を連続送信することは十分あり得る。	<p>・ご指摘を踏まえ、チャンネルの送信時間制限については、「特定の周波数の電波を発射してから0.4s以内にその電波の発射を停止し、かつ、当該停止から4sの時間を経過するまでの間は同一周波数の電波の送信を行わないものであること。ただし、最初に電波を発射してから連続する0.4s以内の場合は、その発射を停止した後、同一周波数の電波を再送信することができる。」に修正する。</p>